

貯水槽の管理は大丈夫？

ビル・マンションの貯水槽は、適正な管理が必要です。



ビル・マンションに設置されている貯水槽水道は、設置者・管理者が、適正な管理を行い、衛生的な水を給水しなければなりません。不十分な管理が原因で大きな事故を引き起こすことがあります！

小規模貯水槽水道とは、

小規模貯水槽水道とは、水道の水を受水槽に受け給水する方式（受水槽式給水）のうち「**受水槽の有効容量***が10m³以下のもの」をいいます。

*有効容量 受水槽のボールタップ、電極等により設定された適正に利用できる容量で、総容量とは異なります。
なお、受水槽の有効容量が10m³を超える施設は、簡易専用水道として、水道法で管理基準等が定められています。

直結式給水

市の水道の水が、配水管から蛇口まで切れ目なくつながった管で給水されている方式で、2階建てまでの建物では、通常この方式が使われています。

受水槽

(有効容量10m³以下のものが、小規模貯水槽水道です。)



受水槽式給水

3階建て以上のビル、マンション等の建物で、市の水道の水を一旦受水槽に受け、ポンプで屋上の高置水槽へ送って給水する方式です。

また、高置水槽を設けずに受水槽からポンプで直接建物へ給水する方式もあります。

小規模貯水槽水道の管理は、誰がする？



- **小規模貯水槽水道の管理は、設置者・管理者が行わなければなりません。**
小規模貯水槽水道のような受水槽式給水では、受水槽以降の給水施設及びこれらの施設から供給される水の水質は、小規模貯水槽水道（受水槽）の設置者等が管理する必要があります。

例えば、分譲マンションの場合は、小規模貯水槽水道（受水槽）の設置者・管理者である管理組合等が、賃貸マンションであればマンションの所有者である家主等が、小規模貯水槽水道の管理をしなければなりません。

「貝塚市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領」

- 市では、「貝塚市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領」により、管理基準や水質検査の実施について定めています。
- 要領の内容については、最終ページをご覧ください。



小規模貯水槽水道の正しい管理のポイント！

受水槽・高置水槽は清潔に！

- 貯水槽は、毎年一回以上、定期的に清掃しましょう！

貯水槽の清掃には、専門的な知識、機器が必要です。建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、「知事に登録している建築物飲料水貯水槽清掃業者」に依頼して実施してください。

- 貯水槽の点検をしましょう！

日頃から貯水槽の「マンホールが破損していないか?」、「水槽に亀裂がないか?」等、設備の不備により水を汚染することがないように点検してください。日常の点検が、大きな事故を未然に防ぎます。

また、管理状況が適正であるかを確認するため、水道法第34条の2に規定される「国土交通大臣及び環境大臣の登録の簡易専用水道定期検査機関」の検査を受けてください。



定期的に水質検査を！

- 定期的に水質をチェックしましょう！

水道の蛇口からの水で、水の色、濁り、臭い、味に異常がないか、1週間に1回以上確認してください。透明なガラスコップに蛇口の水を入れて、明るいところで透かして見てみましょう。

また、測定器を使って残留塩素も確認してください。



- 「水が変かな?」と、思ったら！

水の色、濁り、臭い、味等に注意して、異常があれば給水を停止して、必要な項目について水質検査をしてください。水質検査は、保健所に依頼することができます（有料）。検査の受付日、手数料等については、お近くの保健所へお問い合わせください。

汚染がわかったら、すぐに市へ連絡を！



- 給水する水が人の健康を害することがわかったときは、給水を停止し、利用者にもその旨を知らせるとともに、市の水道管理課に連絡して必要な指示を受けてください。
- 水質検査の結果、水道法の水質基準を越える汚染が判明したときは、市に連絡して指示を受けてください。

貝塚市

水道管理課

〒597-8585 貝塚市島中1丁目17番1号 TEL 072-433-7151

貝塚市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領

第1条 この要領は、貝塚市（以下「市」という。）の区域内に設置されている小規模貯水槽水道の衛生管理及び水質汚染時の措置について必要な事項を定めることにより、設置者等による自己管理の徹底を図り、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模貯水槽水道 水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする水道施設であつて、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）に規定する「専用水道」及び「簡易専用水道」に該当しないものをいう。ただし、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用を受ける施設を除く。
- (2) 設置者等 小規模貯水槽水道を所有する者又は維持管理の責任を有する者をいう。
- (3) 登録検査機関 法第34条の2第2項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者をいう。
- (4) 利用者 小規模貯水槽水道から供給を受ける者をいう。

第3条・第4条 ……省略

第5条 設置者等は、次に掲げる基準に従い、自ら適正な管理に努めなければならない。

この場合において、その管理については、登録検査機関による「簡易専用水道の管理に係る検査」を受けるよう努めるものとする。

(1) 清潔の保持

- ア 水槽の清掃を毎年一回以上、定期的に行うこと。
- イ 有害物、汚水等による水の汚染を防止するため、水槽の点検等必要な措置を講じること。

(2) 水質検査の実施

ア 定期の検査

給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査を7日以内ごとに1回行う

こと。この場合において、これらの検査実施時に残留塩素の有無に関する検査についても行うよう努めるものとする。

イ 臨時の検査

小規模貯水槽水道から給水される水に異常を認めたときは、法第4条の規定に基づく水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要な項目について水質検査を行うこと。

ウ 水質検査機関

臨時の検査は、次の者に依頼して行うこと。

- (ア) 保健所
- (イ) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所
- (ウ) 法第20条第3項の規定に基づき国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関
- (エ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項に基づき「建築物における飲料水の水質検査を行う事業」の知事の登録を受けた者

(3) 汚染が判明した場合の措置

- ア 設置者等は、その給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに市に連絡し、指導を受けること。
- イ 設置者等は、水質検査の結果、法に基づく水質基準を超える等汚染が判明した場合は、市に連絡し、指導を受けること。
- ウ 設置者等は、汚染原因の調査及び原因の除去に必要な措置を講じること。

(4) 記録の保存

設置者等は、水槽の清掃、水質検査等の管理記録を3年間保存するものとする。

第6条・第7条 ……省略